

名寄市総合計画審議会専門部会の設置について(案)

名寄市総合計画審議会条例第7条第1項及び同条例施行規則第2条第1項の規定に基づき、審議会に設置する専門部会を次のとおりとする。
 名寄市総合計画審議会条例施行規則第3条各項の規定に基づき、各専門部会の事務局の機構を次のとおりとする。

専門部会名	事務局	主 幹	副 主 幹	庶務担当
総合政策部会	総合政策部	総合政策部長	総合政策室長	総合政策課長
総務・市民生活環境・教育文化スポーツ部会	総務部 総合政策部 市民部 教育部 市立大学事務局 消防署	総務部長	総合政策部長 市民部長 教育部長 市立大学事務局長 総務部次長 総合政策室長 市民部次長 (衛生施設事務組合) 消防署長	総務課長 市民課長 教育総務課長 大学事務局総務課長 消防署庶務課長
保健・医療・福祉部会	健康福祉部 市立総合病院事務部	健康福祉部長	市立総合病院事務部長 健康福祉部次長 こども・高齢者支援室長 市立総合病院事務部次長	社会福祉課長 病院事務部総務課長
産業経済・都市基盤整備・交通部会	総合政策部 経済部 建設水道部 農業委員会事務局	経済部長	総合政策部長 建設水道部長 総合政策室長 産業振興室長 建設水道部次長 建設水道部次長 (上下水道室長) 農業委員会事務局長	農務課長 都市整備課長